

企業による農地取得の特例

(法人農地取得事業 国家戦略特別区域法第18条 平成28年9月1日施行)

特例措置前

- 農地を所有できる法人(農地所有適格法人)は、
- ・議決権要件(農業者以外の議決権比率が1/2未満)
 - ・事業要件(農業以外の売上が1/2未満)などの要件を満たすものに限定。

(規制の根拠)

農地法第2条第3項、第3条第2項

ニーズ

- 農地所有適格法人以外の企業については、農地の取得が認められず、農地所有者から農地をリースすることによってしか農業に参入することができない。
- 離農による耕作放棄地の増加、農業の担い手不足が深刻化している中、企業の農業参入を促進する必要がある。

特例措置

○特区内の政令で指定する自治体(※)において、「農地所有適格法人以外の法人」について、一定の要件を満たす場合には、今後5年間の時限措置として、当該自治体を經由して農地の取得を認める。

※農業の担い手が著しく不足し、かつ遊休農地等の著しい増加のおそれがある自治体

法人の要件

- ・ 農地の不適正な利用の際、地方公共団体へ所有権を移転する旨の書面契約を締結すること。
- ・ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。(リース方式と同様の要件)
- ・ 業務執行役員等のうち1人以上が耕作等に従事すると認められること。(リース方式と同様の要件)

※ 所有権を取得することが必要な理由は公表。

効果

○農業の担い手の確保、遊休農地等の発生防止・解消による農地の効率的な利用。